

大 山 町 長 森 田 増 範 様
大山町議会議長 野 口 俊 明 様
大山町教育委員会委員長 伊 澤 百 子 様
大山町農業委員会会長 船 田 愛 治 様

大山町監査委員 後藤 洋次郎

大山町監査委員 西山 富三郎

平成 25 年度定例監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに大山町監査委員条例第 4 条の規定に基づき、定例監査を実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により、下記のとおりその結果の報告を提出する。

記

1. 監査の要領

- (1) 監査の種類 平成 25 年度定例監査
- (2) 監査の期間 平成 25 年 11 月 28 日（木）・29 日（金）の 2 日間
- (3) 監査した者 監査委員 後藤 洋次郎 監査委員 西山 富三郎
- (4) 監査対象部署 企画情報課・税務課・人権推進課・福祉介護課・水道課
建設課・観光商工課
- (5) 監査に立ち会った職員の職・氏名
- | | | | |
|----------------|-------|------------|-------|
| 企画情報課長 | 戸野 隆弘 | | |
| 企画情報課未来づくり戦略室長 | 大黒 辰信 | | |
| 税務課長兼滞納対策室長 | 野間 一成 | 税務課滞納対策室主幹 | 国谷 純一 |
| 税務課滞納対策室主幹 | 三嶋 陽一 | 税務課滞納対策室主幹 | 田村 啓太 |
| 人権推進課長 | 松田 博明 | 福祉介護課長 | 持田 隆昌 |
| 水道課長 | 白石 貴和 | 建設課長 | 野坂 友晴 |
| 観光商工課長 | 福留 弘明 | | |
| 総務課検査専門員兼課長補佐 | 金田 茂之 | | |
- (6) 監査場所 大山町御来屋 328 番地 大山町議会委員会室

2. 監査実施項目及び監査の対象

平成 25 年度（平成 25 年 9 月 30 日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼に、次の項目について監査を実施した。

(1) 予算流用・予備費充用の手続きについて

企画情報課（国際交流事業・住民自治組織育成支援事業 外）

建設課（道路除雪費 外）

観光商工課（まちなみ環境整備事業・観光費（一般） 外）

(2) 滞納者（町税）の実態調査等の状況、滞納整理システムの運用状況について

税務課（町税全般）

(3) 未納者（料金・貸付金等）の実態調査等の状況について

税務課（介護保険料・後期高齢保険料）

人権推進課（住宅新築資金等貸付金）

福祉介護課（老人施設入所負担金・老人居室整備資金貸付金）

水道課（農業集落排水事業使用料・公共下水道使用料 外）

建設課（住宅費使用料（町営住宅））

(4) 契約の方法及び手続きについて

企画情報課（大山町未来づくり 10 年プラン（仮称）策定事業委託業務・地域情報緊急自動放送システム機器導入業務委託・大山町ホームページ保守業務委託）

水道課（地方公営企業会計制度見直しに伴う会計移行支援業務）

(5) 旅費の支出について

企画情報課（ファンクラブ事業・住民自治組織育成支援事業 外）

観光商工課（大山だいせんプロジェクト事業・観光費（一般） 外）

3. 監査結果

(1) 予算の流用・予備費充用の手続きについて

企画情報課の執行した予算流用で、平成 25 年 5 月 20 日決裁の一般会計の款「総務費」、項「総務管理費」、目「企画費」、事業名「国際交流事業」、節「需用費」、細節「食糧費」から同事業名の節「使用料及び賃借料」、細節「使用料及び賃借料」に 150,000 円流用をしているが、この流用を受けた経費を、同年 6 月 4 日決裁で一般会計の款「総務費」、項「総務管理費」、目「企画費」、事業名「住民自治組織育成支援事業」、節「使用料及び賃借料」、細節「使用料及び賃借料」に 40,000 円流用している。

これは、大山町財務規則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 45 号）第 18 条第 4 号（流用の制限）において、流用を受けた経費の他の経費への流用は禁止されているところであり、上記の予算流用は、同規則に違反する手続きであり、今後、同様な

処理を行わないように職員に注意喚起を行う必要がある。

また、このことは決裁の段階でも見過ごされたものであることから、今後、このようなことが発生しないようにチェック機能の見直し等を行う必要がある。

(2) 滞納者(町税)の実態調査等の状況、滞納整理システムの運用状況について

高額な滞納者の多くについて、不動産の差押え処分が行われているが、ほとんどが差押えたままの状態でも長年放置された状況であり、その後の換価処分、配当処分が行われておらず、滞納処分が停滞している状況である。

差押えた不動産の換価処分等の遂行を行うほか、換価処分をしても配当が見込めないようなものは不動産の差押えを解除した上、別途売掛金等の債権を差押えて換価するなど実効性のある滞納処分を行う必要がある。

また、税務課滞納対策室に料金の未収金等の回収を依頼している課や独自に未収金等を回収している課があるなど、各課によって税務課滞納対策室との連携に温度差が見受けられる。

滞納整理システムの有効活用、効率的な滞納・未収金の整理のためにも、税務課滞納対策室との連携を強化するほか、滞納と未収金の一括徴収を推進する必要がある。

(3) 未納者(料金・貸付金等)の実態調査等の状況について

イ 料金・貸付金等の未納者に対する回収事務については、なかなか捗っていないところであるが、町税と異なり差押え等の強制手段もないところであり、今後も関係各課の地道な回収努力の継続が望まれるところである。

ロ 介護保険料、後期高齢保険料については、条例に基づき未納者に対して延滞金を徴収しているが、下水道分担金、下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料については、条例に延滞金を徴収することができるという規定があるものの、未納者に対して延滞金の徴収が全くされていない。

条例に即した事務処理が行われていない状況が継続することは許されないことであり、また、延滞金を徴収している介護保険料等の未納者との不公平を是正するためにも、条例に即した適正な延滞金徴収事務処理を早急に行うべきである。

ハ 回収した料金等の充当方法、未納者への接触状況等の管理方法、上記(2)で指摘したように滞納対策室との連携等に各課に開差が見受けられるので、滞納対策会議でこれらを検討する必要がある。

(4) 契約の方法及び手続きについて

地方自治法施行令第167条の2で例外的に随意契約を行うことができるケースを規定しているが、監査した契約の中には、同令に示された理由に該当するかも

うか疑問を抱くものが見受けられる。

また、大山町財務規則第 124 条には、随意契約では 2 人以上の者から見積書を徴しなければならない旨が、また、例外的にその必要がないと認められるときはこの限りではない旨が規定されているが、監査した契約の中には、見積書を 1 人しか徴していないものがあり、1 人しか徴しなかったその理由も乏しいと思われるものが見受けられる。

契約については、競争性及び透明性を確保する必要があり、町民から不適切な契約を行っているのではないかとの懸念を抱かれるようなことはあってはならないところであり、そのためには、随意契約は可能な限り制限すべきものであって、随意契約を行わざるを得ないかどうかの審査の徹底を図るべきである。

また、安易な随意契約は許されないところであり、職員の恣意を介在させないためにも、随意契約ガイドラインの作成や契約内容の公表をするなどして透明性の確保を図る必要がある。

(5) 旅費の支出について

企画情報課の住民自治組織育成支援業務で、平成 25 年 7 月に視察研修として徳島県に 6 人の職員が一度に出張しているが、限られた定員事情、事務量の有効活用、旅費等の削減等を考慮すれば、出張人数は必要最小限にすべきである。ファンクラブ交流事業でも同様なことが云える。

また、今回の監査では、企画情報課と観光商工課の行う事業の旅費について監査を実施したが、行政等の行うさまざまな事業について、その実績や費用対効果も考慮の上、ただ慣例的とならないよう、出張の必要性や継続性も慎重に判断すべきと考える。